



# エメラルド通信

【発行】  
平成27年 夏

【発行者】  
エメラルドサポート

## 夏本番！第6号のお届けです

今年の梅雨はシトシトと降り続く梅雨空と、突然の雷雨や局地的な豪雨で、洗濯物やお出かけに困る場面が多かったように思いますが、皆様はいかがお過ごしでしたでしょうか。

夏に入っても、突然の雷雨や豪雨は続くようです。急な天候の変化、熱中症や夏バテに負けず、元気に夏を乗り越えていきたいですね。

さて、今回のエメラルド通信では、「エメラルド広場」での作品紹介を始め、平成27年度から施行された介護保険法の改正内容をわかりやすく解説した特集などを紹介しています。少しでも皆様のお役にたてれば幸いです。

また、「エメラルド広場」への作品応募はもちろん、今後伝えて欲しい情報や、「ご意見・ご感想」などがございましたら、お気軽にお問合せ下さい。エメラルド通信がより良いものになるよう、努力していきます。



### 夏季営業日のご案内

**夏季期間は通常通り営業いたします。**

お盆期間中など、通常のご予定を変更される方は、早めのご連絡をお願い申し上げます。



#### 【ご連絡先】

訪問介護：047-351-4140

相談支援：047-351-4155

#### 【電話受付時間】

平日9:00~17:00

### アンケートへのご協力をお願いします

いつもエメラルドサポートをご利用いただきましてありがとうございます。

ご利用者様の中には、サービスを受ける中で思うことや、改善してほしい点など、様々なご意見があると思います。

そんな皆様のご意見を頂戴したく、「ご利用者様満足度調査アンケート」の実施を予定しております。

ヘルパー訪問時にアンケート用紙をお配りいたしますので、お手間をおかけいたしますが、何卒ご協力をお願い申し上げます。

尚、アンケートの集計結果やご意見は、次回のエメラルド通信でご報告させていただきます。ご報告の際には、ご利用者様のプライバシーに十分配慮いたしますので、安心してご回答ください。

不明な点などがございましたら、お気軽に担当ヘルパーまたはエメラルドサポート事務所までお問い合わせください。

## エメラルド広場 皆様の素敵な作品で緑が増えていきます

いつもたくさんのご応募をいただき、ありがとうございます。  
紙面の都合上、紹介しきれなかった作品も随時紹介していきますので楽しみにお待ちください。



色紙にひまわりの花が咲く作品。  
コチラを向いて大きく開く2輪のひまわりと、左を向くひまわりが1輪。3輪のひまわりが色紙の中でバランスよく咲いています。  
葉にはグラデーションが入っていて、とてもキレイですね。花の中心が格子模様になっていてとても細やかな手作業を感じる折り紙作品です。  
利用者：S様提供

### はみだし豆知識

「ひまわりは太陽の方を向いて咲く花」と言われますが、実はひまわりが太陽を向くのは成長中の若い花だけ。成長期が終わり、大輪の花を咲かせる頃のひまわりの多くは東を向いて咲いているんですよ。

朝の風景の中、「声なき声が聞こえてきます」と短歌とともにお便りをいただきました。  
日々季節を感じ、声なき声に耳を傾ける。  
とても素敵な歌ですね。  
利用者：K様提供

### はみだし豆知識

ツツジは漢字で「躑躅」と書きます。  
「足」という文字が入っていますが、中国ではこの漢字に「行っては止まる」という意味があります。  
ツツジにこの漢字を使う理由としては、「歩いている人がつい足を止めて見入ってしまう」という説があるそうです。なんとも魅力的な花ですね。

団地庭 つつじが盛り 吾が耳に  
花の声聞く 朝の始まり



中国の詩人、長嘏（ちょうか）の詩を書にした作品です。  
難しさを感じながらも、書を楽しむ感覚に浸かりながらの作品だったそうです。  
スタッフ：Oさん提供

### はみだし豆知識

この漢詩を訳すと、  
独り、江辺（カンピョン）の楼に上れば思いは果て無く広がっていく  
月の光は水のように澄み渡り、水は天まで連なるように流れている  
共に来て月を楽しんだあの人は、今はどこへ行ってしまったのか  
この風景だけは去年と変わらずに見えているのに  
という詩になります。  
なんだか切ない詩ですね。

## 平成27年度 介護保険制度改正のポイント

新しく始まった介護保険制度は、今までの介護保険制度と何が違うの？  
そんな疑問にお答えするため、改正内容のポイントをわかりやすくまとめました。

4月からスタート

### ■ 特養に入所できるのは原則、要介護3以上の方になります。

今までも特養に入所できる方は要介護の度合いが高い方が優先的になっていましたが、これまで以上に優先的に入所できるようになります。

Q. 要介護1・2の方は特養に入所できなくなるの？

A. 要介護1・2の方も特例的に入所が認められる場合があります。

Q. どんな場合に入所が認められるの？

A. 例えば、

- ① 認知症で日常生活を送るのに困難な状態が頻繁に続いている
- ② 知的障害・精神障害等で日常生活を送るのに困難な状態が頻繁に続いている
- ③ 深刻な虐待等が疑われ、心身の安全・安心の確保が困難な状態である
- ④ 単身世帯等で家族などの支援が得られず、地域の介護サービスも供給不足である等の考慮事項が認められた場合は、要介護1・2の方でも特養への入所が可能です。

Q. もし入所したい場合、特別な手続きはあるの？

A. 特別な手続きは要りません。

ただし、入所申込書の中で特例と認められるような状態を記入する必要があります。  
その後、入所可否の判断は施設と市町村の判断に委ねられます。

※ 入所可否の判断材料として、施設や市町村から別途必要書類などが求められる場合があります。



## 8月からスタート

### ■ 一定以上の所得がある方の自己負担が2割へ変わります

今までは、所得に関わらず介護サービスの自己負担は一律1割でしたが、今後は、一定の所得を超える方の自己負担が2割になります。



Q. 実際に2割負担に該当するのはどんな人？

A. 以下の条件にすべて当てはまる方が2割負担の該当者です。

- ① 65歳以上の第1号被保険者
  - ② 本人の合計所得金額が160万円以上で、年金収入を加えると280万円以上になる
- ※ 年金収入だけで280万円以上の方も対象。  
※ 同世帯に65歳以上の第1号被保険者が2人以上（本人を含む）いる場合は、346万円以上。

Q. 1割負担から2割負担に変わった人は、毎月の費用が2倍になるの？

A. 月々の自己負担額には上限があります。上限を超えた部分には「高額介護サービス費」が支給されるので、毎月の費用がすべて2倍になるとは限りません。

Q. 自分の負担割合を確認するにはどうすればいいの？

A. 毎年6~7月頃、市町村から「負担割合証」が郵送で送られてきます。

※ サービスを受ける際には、「介護保険被保険者証」と一緒に、「負担割合証」の提出が必要になります。

## ■ 高額介護サービス費（月々の自己負担額の上限）の基準が変わります

所得ごとに区分されている自己負担額の上限の中に、「現役並み所得相当の方がいる世帯」という高所得者向けの区分が加わりました。

Q. そもそも、高額介護サービス費の上限にはどんな区分があるの？

A. 高額介護サービス費の上限には以下の区分があります。

区分	月々の負担上限額
現役並み所得相当の方がいる世帯（新設）	44,400円(世帯)
住民税を課税されている方がいる世帯	37,200円(世帯)
全員が住民税を非課税にされている世帯	24,600円(世帯)
➤ 老齢年金を受給されている方	24,600円(世帯)
➤ 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方など	15,000円(本人)
生活保護を受給している方など	15,000円(本人)

Q. 「現役並み所得相当」に該当するのはどんな人？

A. 65歳以上の方で、課税所得（年金控除・給与控除・経費等、地方税法上の控除金額を差し引いた後の所得）が145万円以上の方です。該当すると思われる世帯には、7月頃、市町村から「勧奨通知」が送られてきます。

※ ただし、65歳以上の方の収入が383万円（2人以上は520万円）未満の場合は対象外となります。

※ 「勧奨通知」が届いた対象外の方は、市町村へ申請手続きを行うことで上限を37,200円へ戻すことができます。（上限が37,200円に戻るのは、申請手続きの翌月初日からです）



## ■ 介護施設での食費・部屋代の負担基準が変わります

介護保険で利用できる施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型保健施設）やショートステイを利用する方の食費・部屋代について、低所得者の方には負担軽減が行われていましたが、その判断基準で配偶者の取り扱いに変更がありました。また、在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性を高めるため、一定額以上の預貯金等の資産がある低所得者の方は負担軽減の対象外となります。

Q. 配偶者の取り扱いはどんなふう変わったの？

A. 配偶者が市区町村民税を課税されているかどうかを確認され、課税されている場合は負担軽減の対象外となります。この時、配偶者との世帯が別でも対象外となります。

※ 婚姻届の提出がない事実婚の相手も配偶者として含まれます。

※ DV防止法における配偶者からの暴力がある場合や、配偶者の行方不明等の場合は取扱いから除外されます。

Q. どうして配偶者の取り扱いが変わったの？

A. 民法上、配偶者の方も他のご親族の方以上に家計を支えあうことを求めていることから、配偶者の取り扱いが変更となりました。

Q. 一定額以上の預貯金等や資産ってどれぐらいの金額なの？

A. 配偶者がいる方の場合、合計2,000万円。配偶者がいない方の場合、1,000万円です。

Q. 「預貯金等」にはどんなものが含まれるの？どうやって確認するの？

A. 「預貯金等」に含まれるものと、その確認方法は以下の通りです。

「預貯金等」に含まれるもの (資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの)	確認方法
預貯金（普通・定期） ※負債（住宅ローン等は預貯金から差し引かれます）	通帳の写し (インターネットバンクの場合、口座残高ページの写し)
有価証券（株式・国債・地方債・社債等）	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しでも可)
金・銀等、時価評価額が容易に確認できる貴金属 ※積立購入のものも含まれます	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しでも可)
投資信託	信託銀行、証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しでも可)
タンス預金	自己申告

※ 各種口座残高の写しは、申請日の直近2カ月以内のものが必要です。

※ 生命保険、自動車、腕時計・宝石など時価評価額の確認が困難な貴金属、絵画、骨董、家財などは「預貯金等」に含まれません。

※ 不正に負担軽減を受けた場合、それまでに受けた負担軽減額に加え最大2倍（負担軽減額と併せると最大3倍）の加算金を求められる場合があります。

Q. 今回の制度改正で、食費や部屋代を負担すると生活が苦しくなる人はどうすればいいの？

A. 以下の条件等にすべて当てはまる方は、市町村へ申請することで、自己負担額に上限を設定することが出来ます。

① 2人以上の世帯の方

② 世帯の年間収入から施設の自己負担額（食費、部屋代等）の見込額を差し引くと、80万円以下になる方

③ 世帯の現金、預貯金等の合計が450万円以下の方

## ■ 特養の相部屋（多床室）の部屋代負担が変わります

特別養護老人ホームの相部屋（多床室）に入所する方（ショートステイを含む）のうち、市区町村  
民税課税世帯の方等については、新たに「室料相当」を負担することになりました。

Q. どんな人が対象になるの？

A. 以下の条件にすべて当てはまる方が対象になります。

- ① 特別養護老人ホーム、ショートステイ（短期入所生活介護・予防短期入所生活介護）を利用している方
- ② 相部屋（多床室）を利用している方
- ③ 食費・部屋代の負担軽減を受けていない方

Q. いくら値上がるの？

A. 具体的な部屋代については、施設により異なりますので、個別に各施設へお問い合わせください。

尚、低所得の方の基準額については、1日当たり370円から840円へ変更になります。

Q. どうして見直しが行われたの？

A. 今まで、相部屋（多床室）を利用する場合、「室料相当」に当たる部分は介護保険が適用されていましたが、自宅で暮らしている方や個室利用の方は自己負担となっていました。

そこで、公平性を高めるために今回の見直しが行われることになりました。

